

週休2日工事の補正係数について

○「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

※ 労務費は「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.09

※ 労務費は「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

○市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」→工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上	名称	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05	法面工		1.02
ガス圧接工		1.04	吹付砕工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
	撤去	1.05	道路植栽工	植樹	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01		剪定	1.05
	撤去	1.05	公園植栽工		1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
	撤去	1.05	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	橋面防水工		1.02
	撤去	1.05	薄層カラー舗装工		1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	グルーピング工		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	軟弱地盤処理工		1.02
道路標識設置工	設置	1.01	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01
	撤去・移設	1.04	※簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用		
道路付属物設置工	設置	1.02			
	撤去	1.05			

○その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用